

令和5年度
第1回いわき市地域自立支援協議会
議事要旨

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

会議名	令和5年度第1回いわき市地域自立支援協議会		
日時	令和5年6月20日(火) 午後2時00分から午後3時00分	会場	いわき市役所第8会議室
	【構成区分】	(氏名)	(所属・職名)
	障がい者福祉団体	吉江 路子 渡辺 さゆり 鈴木 世津子 石井 静子 長谷川 勇三	いわき市盲人福祉協会女性部会 会計 いわき地区自閉症児・者親の会 会長 いわき市身体障害者福祉協会 会長 いわき聴力障害者会 副会長 いわき市腎臓病患者友の会 会長
	障がい者福祉施設等	長谷川 秀雄 鍛冶 奈保子 谷平 耀宗 鈴木 恵美子	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長 (福)いわき福音協会エデンの家作業療法士 (福)誠心会 理事兼事務局長 (福)希望の杜福祉会
	障がい者関係機関	菅野 美恵子 渡部 孝男 梅原 佐登志 佐藤 香 磯 咲生恵	福島県立いわき支援学校 校長 福島県立平支援学校 校長 いわき公共職業安定所 所長 いわき障害者就業・生活支援センター 所長 (福)いわき市社会福祉協議会生活支援課 主事
	市民代表	渡辺 成子	いわき市ボランティア連絡協議会
欠席委員	学識関係者	三好 圭 吉沢 和朗 志賀 忠夫	医療創生大学 健康医療科学部 准教授 独立行政法人国立病院機構いわき病院(内科) 公益財団法人磐城済世会 舞子浜病院(精神科)
	障がい者福祉団体 障がい者福祉施設	吉村 真澄 古川 敬【会長】	いわき市手をつなぐ育成会 監事 (福)育成会 常務理事
事務局	いわき市	山廻邊 直人	障がい福祉課 参事兼課長
		平子 大樹	同 課長補佐
		高久 慶子	同 支援係長
		佐藤 公威	同 事業係長
		吉田 裕史	同 主査
		永井 修平	同 事務主任
		木田 翔一	同 事務主任
		齊藤 将智	同 事務主任
		石井 優悠佳	同 事務主任
		若林 礼佳	同 主査
		基幹相談支援センター	園部 義博
		浄土 洋輔	いわき基幹相談支援センター
	坂本 建	同	
	鈴木 洋	同	

	地域生活支援部会	草野 美保 鈴木 千鶴 白土 修	地域生活支援コーディネーター いわき障がい者相談支援センター いわき障がい者相談支援センター
配付資料	(1) 次第 (2) 席次表 (3) 令和5年度第1回いわき市地域自立支援協議会資料 (4) 別冊1, 2		

議事要旨

- 1 開会
- 2 委員及び事務局紹介
- 3 会長挨拶
- 4 いわき市地域自立支援協議会の組織について

議事	発言者	内容
(1) 令和5年度 いわき市地域 自立支援協議 会について	事務局	<p>配付資料・P 2～6に基づき、いわき市地域自立支援協議会の組織について概要や体系、設置要綱について説明。</p> <p>(委員からの質問等なし)</p>
(2) 令和4年度 いわき市地域 自立支援協議 会の取り組み 等について	事務局	<p>配付資料・P 7に基づき、令和4年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項について報告。</p> <p>(委員からの質問等なし)</p>

5 報告事項

議事	発言者	内容
(1) 令和5年度い わき市障害者 相談支援等事 業について	事務局	<p>配付資料・P 8～15に基づき、いわき市障害者相談支援等事業について報告。</p>
	長谷川 (秀) 委員	<p>教育分野の相談についてお聞きしたい。 保育教育に関する支援が792件とのことで非常に多いわけであるが、この中身については、特別支援学校か地域の学校へ行こうかということで悩んでいて、というようなものが多いのかどうか。相談の内容について聞かせて欲しい。</p>
	事務局	<p>内容については多岐に渡るところであるが、主に進学先として特別支援か普通級かといった相談は、どちらかという総合教育センターの中の専門職が対応している。基幹相談支援センター等に相談として入ってくる内容としては、支援級、普通級問わず、不登校や引きこもり、また養護者に対する支援が必要なケース、複合ニーズ世帯の相談が入ってくる。</p> <p>教育分野より、アプローチに悩んでいるような案件が学校から教育委員会経由で情報共有目的で入るなど複合的な支援を実施している。</p> <p>その他としては、教育分野において障害特性に応じた</p>

<p>(2) 令和5年度 いわき市地域 生活支援体制 強化事業につ いて</p>	事務局	<p>支援をどう展開すればいいのかといった相談に対し、アイデア出しをお手伝いしたりという動きもしているところである。</p> <p>配布資料・P16～21に基づき、いわき市地域生活支援体制強化事業について報告。</p>
	長谷川 (秀) 委員	<p>緊急一時宿泊事業についてだが、事業所として何とかしてあげたいという思いを抱きながらも、やはり生活介護は日中活動の場であるため、職員との雇用関係が基本的に日勤8時半から5時半というような労働契約で結んでいる場合が多いと思う。</p> <p>その場合、夜間の職員配置は、災害等の緊急時などは別だが、労働契約上の問題との矛盾が非常に悩ましい。この辺りは、現在どういうふうに解決しているのか情報提供をお願いしたい。</p>
	事務局	<p>現在、受託している事業所に関しては、長谷川委員の言う通り、やはり日勤帯で勤務をされており、緊急時に関しては、事業所が夜勤手当や超勤という形を取っていると聞いているところである。</p> <p>令和4年度は6件の実績があるが、一つの事業所に偏っているため、地域生活支援部会の検討の中でも、今年度はできれば緊急一時宿泊事業を受けてくれている事業所に対し、運営方法について困難に感じていることはないか聴取するということを進めてはどうかという話になっている。各事業所の給与等がどうなっているのかというところまでは聞き及んでいないため、今後はそういったことも確認していきたいと考えている。</p>
	長谷川 (秀) 委員	<p>労働基準法、労働者保護法等様々な法律に抵触しないように法令遵守ということで、福祉制度実施のチェックだけでなく、労働者に対する保護すべき法律を実施しているかというチェックも入ってくる。</p> <p>この辺りは事業所内部のことではあるが、やはりはっきり示さないと、こういった取組みは広がっていかないのではないかと思います。</p> <p>緊急時の特別な対応としてやっているが、特別な対応を繰り返し行うのではなく、やり方については明確にすべきではないか。</p> <p>災害時は人命優先で、長期的に対応することにもな</p>

	事務局	<p>るが、それと同じということではなく、緊急時の対応についてはもっと体系化されたものにならないといけないと思うがどうか。</p> <p>事務局としても、現状を把握していないところがある。各事業所に対し、緊急時には実際どのような手法で受入れをしているのか、またまだ実績のない事業所であれば、どのような想定でいるのかなど確認していきたい。</p> <p>本日、出席の委員さんの中で、このテーマについて何か聞いている情報や自法人での取組み等、共有できることがある方はいないか。</p>
	鍛冶委員	<p>福音協会では、この緊急一時宿泊事業に登録している事業所は、今のところないが、緊急時の対応としては、生活介護事業所でそのまま宿泊等を行うことは実際困難である。先ほど話にも上がった通り、職員の超勤をどうするとか、日勤で働いていた者がそのまま夜勤で働くことはできないため、難しいという問題がある。皆様そういう事態に備えて、入所施設等で行われている短期入所の契約を事前にしており、そういったものに関しては、相談支援員が手配をしている。</p> <p>実際に生活介護を利用されている方は、緊急ということが結構な頻度で起きるので、生活介護と、入所施設での短期入所を組み合わせ、緊急時の対応をさせていただくというケースは幾つもある。</p> <p>また、児童に関しても、エデンの家で、児童を対象とした短期入所を行っている。基本的に短期入所の場合は、保護者様のリフレッシュ目的での受け入れは、年齢も若いことから、お受けしていないが、保護者様の緊急事態に関しては備えており、実際それが予測される事態になった場合は短期入所の契約をさせていただいている。これまでも1ケースほど、短期入所を児童部門で行ったことがある。</p> <p>放課後等デイサービスに関しても、同じように、保護者様の緊急の備えや、あとは兄弟の行事等への参加において、こういうことが予測されるので、放課後等デイサービスと、もしくは他の事業所の放課後等デイサービス、もしくは療護園の日中一時と、短期入所を組み合わせ、緊急への対応ということをさせていただいているので報告としたい。</p> <p>ただ、この事業の目的である生活介護事業を行う事</p>

(3) いわき市障がい者計画等の実施について		業所が、どのようにシステムづくりをすれば宿泊への対応ができていくかということを考えるためのヒアリング等ならば、当法人の事例は参考程度にしかならないかと思う。
	事務局 渡辺 さゆり 委員	事務局の方でも今後調査、確認等を行っていきたい。 昭和53年に、特別支援教育が義務教育化されたが、その時に、例えば小学校一年生だった子供も、もう大体50代ぐらいになってきている。そしてその親は大体70代である。以前は、施設入所していた子どもが多かったが、現在は家から通うことが標準化しており、自宅で暮らしてる子どもが多い状況である。 今は何の集まりに行っても、本人もだが親の高齢化問題があり、これからどうなるのかという不安の声が多くなってきている。例えば本人が50代で親が70代になっていると、これから10年、20年先が、緊急一時宿泊事業のピークを迎えてくるのかと思っている。いわき市で実績6件と言っているが、お願いするのが6件であって、あとは自分たちで何とかしてるような状況が多いのではないかと思う。 今後対応すべき事例が増えていくと思うので、やはりそれなりの準備はしていくべきではないか。 よろしくお願ひしたい。
	事務局	部会等に意見を上げ、今後さらに委託事業所の増に努めていきたい。また、それ以外の手法についても拠点事業というところでは、市として整備していく必要性があると考えているため、その辺りも部会の中で、検討していきたい。
	事務局	配布資料・P22～32に基づき、いわき市障がい者計画等の実施について説明。 (委員からの質問等なし)

6 協議事項

議事	発言者	内容
(1) 令和5年度 いわき市地域 自立支援協議 会における協 議事項等につ いて	事務局 佐藤 委員	<p>配付資料P33に基づき、令和5年度いわき市地域自立支援協議会の協議事項等について、令和5年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について説明。</p> <p>令和5年度第3回の協議会における、障害者差別解消法改正に係る市職員要領の見直しについてももう少し詳しく教えていただきたい。</p>
(2) 令和5年度 自立支援協議 会下部組織の 構成及び目的 等について	事務局	<p>障害者差別解消法の改正を受け、国で示している基本方針も改正となることから、それに合わせて市職員対応要領の見直しを行うものである。</p> <p>基本方針とは、合理的配慮の提供や差別的取り扱いの禁止等の具体例が示されているものであり、市の方では「市職員対応要領」として国の基本方針に合わせた要領を策定している。今回の法改正を受け、国で示しているものが改正となることから、市の要領も内容を併せて変更していき、それについては本協議会にて協議するものとして載せている。</p>
	佐藤 委員	<p>障害者就業・生活支援センターの方では民間企業で就労している方が安定して働き続けるための定着支援にて職場訪問や通院同行など行っているが、公務部門、市役所で働いている障がい者の方への定着支援については、対象外になっている。</p> <p>ただし今年度の4月から当センターに登録していて、そのあと就職支援を実施し、公務部門、市役所への採用に繋がった方については、定着支援にも入っており、良しとはなっているが、今までは一切入れない状況であった。</p> <p>そのため、すでに公務部門で働いている方が、何か職場で困ったときに、誰に相談したらいいのかというところになるが、一応就業生活支援センターの方にもそういった市役所で働いている障がいを持つ方の相談、問い合わせも最近増えてきており、令和3年度に障がい福祉課に一度相談をし、障がい福祉課から職員課に誘導していただくことをお願いしたところであるが、そういった形で大丈夫なのか心配がある。</p> <p>障がい者の方が入職した時に、例えば所属課で困っ</p>

		<p>たことがあったら、ここに相談してくださいという明確な相談窓口があったらいいのではないかと考えていたところである。現状を共有させていただきたいと思い、お伝えした。</p> <p>また、最近、精神・発達障がい者の方の就労相談がとて増えているので、おそらく市役所でもそのような方の相談が増えているのではないかと。</p> <p>丁寧な定着支援、職場環境の調整など、サポートが必要になってくる中、福祉専門的な知識を持った方が対応できれば安心だが、各部署に任せているということであると、民間企業でもよくあることだが、人事課と現場サイドでの温度差が問題となることがある。そういったことが市役所内部で起きていないかどうかというところも、私たちが介入していないので、見えてこない部分であるため、その辺も確認をしていただけるとありがたい。</p>
	事務局	<p>基本的には職員の窓口は職員課で担当することとなるが、当然、障がい福祉課と連携を強くしながらやっていく必要性があり、今後ご意見をいただいたようなところに気をつけながら進めていきたい。</p>
	鍛冶委員	<p>児童発達支援ネットワーク会議小名浜について、もう少し詳しく、参加メンバーや協議内容、また、就学に向けて切れ目のない支援ということだが、通常学校と事業所間で行われている支援移行会議との違いなどについて教えて欲しい。</p>
	事務局	<p>実際の状況等を踏まえ、改めて報告としたい。 ※別紙資料にて概要説明あり。</p>
	長谷川(秀)委員	<p>新しく障がい当事者部会が発足することによって大変いいことだと思う。私も何人かに、応募したらどうかと勧めた。すると「何をやるのでしょうか」というふうに聞かれ、私もよくわからないなど返答した。</p> <p>ここに書いてある相談支援業務のあり方について障がい当事者の声を聞くというフレーズがあるが、やはりこれは何らかの反省があつてこういう文言になったのかと思う。相談支援方法について、こちらが行った提案が、本当に当事者自身の希望に沿ったものかどうか</p>

	事務局	<p>100%の自信はないというのは、やはりあるため、当事者の声を聞きながら、そういうことではなかった等、率直な意見を返してもらおうというか、そのような機能を発揮してもらえば、より一層相談支援業務が進化していくのかなと思う。</p> <p>これにはやはり、当事者の方々の自由な発言が促されるような雰囲気づくりを心掛けて、部会を運営していかなければならないと思う。</p> <p>イベント的にやると、おしゃべりだけでということにもなりかねないので、やはり運営については細心の注意を払いながら、最初は自由に色々な意見が飛び交っていくような雰囲気づくりに注力し、段々と自分が関わった相談支援の中で感じた違和感などが、ポッと出てくるというような、何か結論を求めるのではなく、当事者の方々が、馴染んでいって、この集団は安心できるというふうに感じてもらい、何度か会を重ねていき、「実は自分のことなんだけど…どうかね」という話をフランクにできる会になっていくことを期待している。</p> <p>この辺は、できれば当事者部会の中に、リーダーやサブリーダーがいて、その方々と協議しながら、どういう運営がいいのかを相談しながら進めていくのがいいのではないかなと思う。</p> <p>全国的にも当事者部会を設置している市町村がまだ数が少ないということもあり、先進事例などを見ても、走りながら、何年かかけてやっとうまく軌道に乗ってきたなんていう話も伺っているため、市としてもそのような先進事例から学びながら、進めて参りたい。</p>
--	-----	--

7 その他

議事	発言者	内容
次回の地域自立支援協議会開催予定について	事務局	令和5年8月24日(木)を第2回会議の開催予定としている。時期が近付いたら案内文書にて周知を図ることとする。

8 閉会